

議案第 53 号

議決第 号

損害賠償の額の決定及び和解について

次のとおり損害賠償の額を決定し、和解したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年7月10日提出

始良市長 湯元 敏浩

1 損害賠償の額 1,098,580円

2 和解の相手方



3 和解の内容の趣旨

- (1) 本件事故による損害賠償（物件損害）として、始良市は相手方に対して1,098,580円支払うものとする。
- (2) 今後、本件に関しては、双方とも裁判上又は裁判外において、一切異議、請求の申立てを行わないものとする。